



平成26年4月18日(金)

茨城労働局発表

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 森田伸二
地方労働市場情報官 清水いずみ
電話 029-224-6218

平成26年度「茨城雇用施策実施方針」を策定

～茨城労働局と茨城県が連携して行う雇用施策に関する取組について～

茨城労働局は、茨城県と連携して下記の雇用対策を重点的に取り組めます。

- 1 地域における雇用創出と人材確保
- 2 非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善
- 3 女性・若者・高齢者・障害者の活躍推進
- 4 重層的なセーフティネットの構築
- 5 地方自治体等との連携による雇用対策の推進

【茨城雇用施策実施方針の趣旨】

茨城労働局は、茨城県と密接に連携して円滑かつ効果的な雇用対策を実施するために、茨城労働局及びハローワークにおける職業指導及び職業紹介の事業、その他の雇用に関する施策を講じるに際しての方針とする「平成26年度茨城雇用施策実施方針」を茨城県知事の意見を聴取し定め、この方針に定める事項について茨城県知事の要請があった場合は、茨城労働局としてその要請に応じるよう努め、本県の雇用情勢のさらなる改善に機動的に取り組むこととしています。

【平成26年度の主な雇用施策】

1 地域における雇用創出と人材確保

(1) 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の実現

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対しては、スキルアップやスキルチェンジの機会を拡大しつつ、人材を必要とする成長産業への円滑な労働移動を促進することが必要です。このため、茨城労働局は、多くの離職者の発生が見込まれる場合、茨城県及び関係団体と求人開拓等で連携・協力し、必要に応じて雇用対策本部を設置します。また、労働移動支援助成金や産業雇用安定センターの積極的な活用などを通じて離職者の円滑な再就職実現を支援します。

(2) 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化

ハローワーク水戸に設置する「福祉人材コーナー」において、地方自治体等関係機関との連携のネットワークを構築の上、介護・医療・保育職種を対象とした求人者への助言、就職面接会、きめ細かな職業相談・職業紹介等、人材確保に向けた支援を実施します。

(3) 成長分野などで求められる職業訓練の推進

成長分野を中心に、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練・求職者支援訓練並びに短期集中特別訓練を推進するとともに、訓練修了者への、きめ細かな就職支援を行います。

す。このため、茨城労働局は、茨城県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り①地域の訓練ニーズの把握・共有②適切な受講あっせん③訓練修了前からの体系的な就職支援に取り組めます。

2 非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善

景気が上昇局面にある中で、非正規雇用労働者の安定就職への移行が大きな課題となっていることから、キャリアアップ助成金の活用等を通じて、非正規雇用労働者の雇用の安定・人材育成・処遇改善等を総合的に支援します。また、トライアル雇用奨励金の活用等を通じて、フリーター等の正規雇用化を支援します。支援に当たっては、地方自治体の実施する雇用対策における活用や、地方自治体と連携した周知・広報を図ります。

3 女性・若者・高齢者・障害者の活躍推進

(1) 女性の就業促進

- ハローワーク水戸・日立・古河内に設置したマザーズコーナーにおいて、就職を希望する子育て女性等に対して地方自治体等との連携により、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報、保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供等を行います。また、再就職希望の女性のスキルを活かしたい企業とのマッチングの推進、職業相談やセミナー等の再就職に向けたきめ細かい就職支援を実施します。
- 児童等を扶養する母子家庭の母等について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用奨励金の活用等により早期就職の促進を図ります。

(2) 若者の活躍推進

- ハローワークに配置したジョブサポーターが高校・大学等を定期的に訪問し、出張相談や各種セミナー等を行うなど就職を支援します。
- 新卒者就職応援本部を開催し、新卒者並びに既卒未就職者の就職支援策等を協議します。
- 高校・大学等の新卒者・既卒者に対する就職支援策として、「大好きいばらき就職面接会」「がんばっぺ！茨城」（新規大卒者等や既卒者対象）や「いばらきジョブフェスタ」（新規高卒者対象）を開催します。
- 若者と中小企業とのマッチングを強化するために、若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」の普及拡大・情報発信の強化を図ります。
- 地域ジョブ・カード運営本部において策定した地域推進計画に基づき、運営本部構成員や関係機関との連携の下、求職者、学生、企業等に対し、制度の周知を行うとともに、職業相談、公共職業訓練等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を実施し、円滑な就職の促進を図ります。
- わかものハローワーク等を充実するとともに、茨城県が設置するジョブカフェとの連携や、トライアル雇用奨励金や求職者支援制度などの活用等を通して、ニーズに応じた支援を実施します。
- ニート等の若者を経済的に自立させ社会の支え手とするために、茨城労働局とハローワークは、国と地方自治体が協働して実施する「地域若者サポートステーション」と連携し、専門的な相談や中退者支援、職場体験等地域ネットワークを活用した就労に向けた支援を実施します。

(3) 高齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現

- 高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず、企業や地域社会の支え手として働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取組が必要である。このため、シルバー人材センター事業が十分に機能するよう地方自治体と連携し、各シルバー人材センターの取組みを支援します。
- 茨城労働局・ハローワークは、改正高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の雇用確保措置を講じていない事業主に対して、的確に助言指導を行います。
- ハローワーク水戸、土浦、筑西、龍ヶ崎に高齢者に対する相談窓口を設置し、職業生活の再設計に係る支援や特に就職が困難な高齢者求職者に対するチーム支援を実施する等、地方自治体等とも連携し再就職支援を充実・強化する。また、シルバー人材センターの活性化を図るとともに、地域のニーズに応じた技能講習等の機会を提供するシニアワークプログラム事業（※）を実施することにより再就職を促進します。

※シニアワークプログラム事業・・・55歳以上の方の雇用・就業機会の確保を目的とし、シルバー人材センター、業種別事業主団体及び公共職業安定所と連携して技能講習と面接会等を実施します。

(4) 障害者の就労推進

- 精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を図るための施策を充実させていく必要があることから、ハローワークにおける精神障害者、発達障害者、難病患者に対する就職支援体制の充実を図ります。

精神障害者への就職支援については、茨城県精神保健福祉センター及び茨城障害者職業センターと連携するとともに、精神障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリング等を行うことにより支援の充実を図ります。

発達障害者、難病患者への就職支援については、茨城県発達障害者支援センター及び茨城県難病相談・支援センター、茨城障害者職業センター等と連携するとともに、発達障害者専門指導監の活用により発達障害者に対する理解を深めることにより充実を図ります。

- 企業における障害者の就労支援については、茨城労働局が中心となって、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関や事業主団体、茨城県の障害者雇用対策主管課との連携等を図り、就労支援セミナーや事業所見学及び職場実習を推進することにより、就労支援機関や医療機関を利用している障害者や特別支援学校の生徒等について、企業等での雇用を促進を図ります。法定雇用率の達成指導に当たっては、中小企業を重点指導対象とし、指導を計画的、効率的に実施するなど強化を図ります。
- ハローワークと障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関が連携し、「就職面接会」、「就職ガイダンス」「チーム支援」等の積極的な実施により、障害者雇用の更なる促進を図ります。
- 茨城労働局及びハローワークは、茨城県との連携を一層密にし、効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、茨城県等へ情報提供を行う等、適切な訓練設定の支援を行います。

4 重層的なセーフティネットの構築

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等を含め生活困窮者を広く対象として、全ての福祉事務所において、定期的に巡回相談等を実施する体制を一層強化し、早期支援の徹底、求職活動の共有化、能力開発等支援プログラムを充実するなど就労支援を推進します。また、生活困窮者自立促進モデル事業を実施する地方自治体については、当該自立相談支援窓口とハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業（以下「生保事業」という。）担当窓口で連携を図り、生保事業を就労支援策として活用することにより、生活困窮者の就労に向けた自立が図られるよう対応します。

(2) 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保

若者や女性、生活保護受給者等に対する支援や人材確保などの地域における課題に対して、求職者支援制度や短期集中特別訓練事業を効果的に活用するため、地域ごとの人材ニーズに沿った訓練の設定と対象者への周知にあたり、茨城労働局及びハローワークと地方自治体等とのさらなる連携を図ります。また、ハローワークは訓練への適切な誘導、あっせんを行うとともに、訓練終了後に安定した就職を実現できるよう、きめ細かな就職支援を実施します。

5 地方自治体との連携による雇用対策の推進

(1) 労働分野における国と地方自治体との連携

国が行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講じる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、連絡調整、情報交換等を行う場として雇用対策連絡調整会議等を開催し、相互の連携基盤を一層強化します。

また、平成26年度より実施されるハローワークの求人情報提供ネットワークからのオンラインによる求人情報提供により、茨城県が独自に行う雇用対策について環境整備されるため、地域における雇用対策を一層充実させるため連携を強化します。

(2) 市町村連携型ふるさとハローワーク等における地方自治体と連携した職業相談・職業紹介

国と市町村とが連携し設置する市町村型ふるさとハローワークにおいて、求人情報の提供及び職業相談・紹介等を行います。また、「いばらき就職・生活総合支援センター」が行う就業支援について、茨城県と茨城労働局が連携を強化して、求職者の総合的な就業支援を推進します。

(3) 地方自治体等の雇用関連情報の提供並びに積極的な広報活動

労働行政に対する理解と信頼を高める広報活動は、各種施策・制度の効果的な周知を行いその施策目標を実現する観点からも重要な課題であることを踏まえ、広報媒体（パンフレット等）は、茨城労働局やハローワークの庁舎のみならず、地方自治体や関係機関を通じ広報するよう努めるとともに、地方自治体における各種施策・制度の広報についても連携を図ります。

(4) 地域における緊急的な雇用機会の確保

東日本大震災後の雇用の復興を推進するために、地方自治体において行う被災者の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るための震災等緊急雇用対応事業、安定的な雇用を創出する起業支援型地域雇用創造事業において、ハローワークに提出された求人の円滑な充足を図るとともに、被災地の事業所に産業政策と一体となった雇用面での支援を行う茨城県事業復興型雇用創出事業の周知に努め、地方自治体と連携し地域の実情に応じた雇用機会の創出を支援します。

また、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若年や女性、高齢者等の潜在能力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境整備等を目的とした地域人づくり事業においても同様に地方自治体と連携し、雇用機会の創出を支援します。

6 その他

(1) 外国人労働者問題などへの適切な対応

- 事業主に対して、外国人雇用状況届出や雇用管理改善の指導等の徹底、関係行政機関との連携による不法就労防止に係る指導・啓発を行います。
- 外国人雇用サービスセンターと連携し、留学生の就職支援を行う等、専門的・技術的分野の外国人の就職促進を図ります。また、外国人求職者の専門相談員及び通訳をハローワークに配置し、マッチングの強化やキャリア形成等を推進するとともに、地方自治体等関係機関と連携することにより、効果的な就労準備研修、公共職業訓練等を実施します。
- 茨城労働局は、技能実習制度推進事業において開催される連絡会議等に参加し、技能実習生の雇用管理・生活状況に関して地方自治体等関係機関と情報交換を行います。